

令和7年度4人制（ミックス）強化指定選考規定

（目的）

第1条 一般社団法人日本車いすカーリング協会（以下、「JWCA」という）の強化指定選考基準を明らかにすることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、JWCA 正会員に適用する。

（選考方法）

第3条 強化指定選手は次の通り選考をする。

- 1) JWCA 競技力強化推進部（以下、「強化推進部」という）が定める以下の対象大会（以下「4人制選考大会」という）の成績を選考基準とする。

【対象大会】

- ・「第21回 ナブテス コ 日本車いすカーリング選手権大会」

（2025年5月23日-25日 長野県軽井沢町開催）

- 2) 強化指定の対象は、4人制選考大会優勝チームの選手（最大5名）とし、優勝チームが指定を辞退した場合は、当該大会の成績による選考は行わない。
- 3) 強化指定の対象選手において、4人制選考大会に出場したメンバーに変更がある場合は、チームは強化推進部に対し、チームメンバーに変更があったこと及び変更理由を届出なくてはならない。また、チームは変更後に新たな選手について強化指定を受けようとする場合には、当該選手の競技経験及び実績等について、強化推進部の求めに応じて、強化推進部に申請しなくてはならない。
- 4) 前項の場合において、強化推進部は、変更後の選手につき、競技経験及び実績等の事情を総合的に勘案し、当該選手について、理事会に対して、強化指定選手としての推薦を行わないことができる。
- 5) 4人制選考大会に出場したチームメンバーに変更があった場合、第3条3)の規定に基づき、チームから変更理由の届出がなされた日の翌日付で、強化指定を解除する。
- 6) チームメンバーの変更により、4人制選考大会出場メンバーが当該チームにおいて2名以下となる場合、当該チームの全員について指定を解除する。
- 7) 強化指定が4人制選考大会で決定できない場合は、当該年度の強化指定選手は、強化推進部の推薦に基づき理事会の承認を得て決定する。

（チームコーチ・チームスタッフについて）

第4条 強化指定チームコーチ・チームスタッフについては、次のように定める。

1) 強化推進部が定める大会において強化指定に選ばれたチームのコーチを強化指定チームコーチとする。

2) ただし、1) の規定にかかわらず、当該コーチが以下 2 項目をいずれも満たしていない場合は、当該コーチは強化指定コーチを受けることはできない。

① 当該コーチが JWCA 会員（正会員・賛助会員）であること

② 当該コーチが（公財）日本スポーツ協会公認指導員（カーリングコーチⅠ以上）有資格者であること

3) 強化指定チームコーチが強化指定を受けた時点において、以下の資格を未取得である場合、当該強化指定チームコーチは、令和 7 年度内に当該資格取得をするよう努めるものとする。

① JWCA が定める車いすカーリング指導員資格

② （公財）日本パラスポーツ協会公認の障がい者スポーツ指導員資格初級以上

4) 強化指定チームコーチ以外のチームスタッフ（例：セカンドコーチ、トレーナー、広報、強化事務等があるがこれらに限られない）の指定が必要な場合は、チームは強化推進部に対し、強化推進部の求めに応じて資料を提出し強化推進部からの推薦を受け、理事会の承認を受けなくてはならない。

5) 強化指定チームコーチ及びチームスタッフについて、強化指定期間途中に辞退または変更を希望する場合、当該チームから強化推進部に申請し、理事会の承認を受けなければならない。

（強化指定の決定）

第 5 条 強化指定選手、強化指定チームコーチおよびチームスタッフについては強化推進部が推薦し、理事会の承認をもって決定する。

（認定期間）

第 6 条 強化指定選手および強化指定チームコーチおよびチームスタッフの認定期間は、当該年度理事会承認後から 2026 年 4 月 30 日までとする。ただし、正当な理由がある場合に限り、理事会の決定により認定期間の延長を定めることができる。

（不服申立）

第 7 条 選手選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

（規定外事項）

第 8 条 本規定に定めのない事項については、強化推進部によって申請がなされ、すべて理事会で決定する。

一般社団法人日本車いすカーリング協会

附 則 この規程は、2025 年 5 月 20 日から施行する。